

リレーコラム 質問の答え

教育システムを充実させていくためにはいかに多くのグループセラピストやスーパーヴァイザーを育成していくことも大事だと感じます。現在の教育研修システム要項では、キャンディデイトの登録資格として“精神保健医療福祉に従事する者であること”と明記されており、他の領域（教育や産業、司法領域など）は対象とされていません。こうした領域でグループを実践されている方々のコミットメントも広げていく上では、キャンディデイトの登録資格の窓口を広げていくことも重要だと考えております。この点について、これまでの議論や今後の展開などございましたらお話を伺いたいです。

ご質問ありがとうございました。

教育研修委員会システム要項のグループサイコセラピスト認定規程第一条1 (a) キャンディデイトには確かに「精神保健医療福祉に従事する者であること」とあります。このために、教育、産業、司法領域の方々にキャンディデイト登録をあきらめた、という方のご意見を最近聞く機会がありました。たぶんこれはかつて日本集団精神療学会の多くの会員の主な活動領域が精神医療領域のデイケアや病院内グループ、地域の福祉施設だったという歴史的な事実があったからではないかと思えます。

ところがその一方で、システム要項第一条教育研修委員会1 (c) の職域委員については「精神保健福祉士、心理職、作業療法士、医師、看護師・保健師、その他（保育士、指導員。薬剤師医療以外の分野など）の職種から隔たりなく任命される」とあります。明らかな矛盾です。

この登録資格については、現在教育研修委員会で、どのような条文が様々な領域に働くキャンディデイト候補の方々を受け入れるに足るものかを検討中です。とはいえ、「精神医療福祉教育産業司法」と領域を広げて列挙すればよいのか、あるいは「集団精神療法に興味を持ち、この療法を実践に用いて行うもの」というような条文を考案するとよいのか、なかなか難しいところです。もう少し時間をいただければと思います。

前任者からこの教育研修委員会を引き継ぐときに言われたのは「システム要項はサグラダファミリアだから」でした。システム要項はその社会事情や臨床の動静に応じて微調整を繰り返しながら成長していくものだ、と言うように私は思っています。ただ、動かせないと思う点は、この集団精神療学会研修システムは、実際に広義の集団精神療法に携わるあるいは携わろうとしている方々のための研修システムであるということです。

キャンディデイトの規定は経過措置中とお考えいただき、教育・産業・司法領域の方で広い意味での集団精神療法やグループに携わっている方、あるいは携わろうとしていて、研修に参加したいという方にはキャンディデイト申請をしていただければと思っています。

最後に、今回のような研修に関する質問があればぜひ教育研修委員会にお寄せください。お待ちしております。（関 百合）